

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:平成 27 年 4 月 1 日)

開催日及び場所		平成 27 年 3 月 6 日(金曜日) 4 階 第2 会議室			
委員		高島 剛一 (弁護士) 岡田 行雄 (熊本大学法学部教授)			
審議対象期間		平成 26 年 10 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日			
審議対象案件		216 件 うち、1者応札案件 85 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件			
抽出案件		20 件 (抽出率 9 %) うち、1者応札案件 10 件 (抽出率 12 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 0 %)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		4 件 うち、1者応札案件 3 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型指名競争		0 件
			工事希望型競争		0 件
			その他の指名競争		0 件
		随意契約		1 件 うち、1者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	業務	一般競争		4 件 うち、1者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型競争		0 件
			簡易公募型競争		0 件
			その他の指名競争		0 件
		随意契約	公募型プロポーザル		0 件
			簡易公募型プロポーザル		0 件
			標準型プロポーザル		0 件
			その他の随意契約		1 件 うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
	物品・役務等	一般競争		9 件 うち、1者応札案件 5 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争		0 件	
		随意契約(企画競争・公募)		0 件	
		随意契約(その他)		1 件 うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	(特記事項)				

各委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答等
	<p>① 指名停止の理由として、伐倒作業中に死亡災害を発生させたためとあるが、一人作業であったのか。また、複数で作業しないのか。</p> <p>② 指名停止期間が2週間である根拠は何か。</p> <p>③ 治山工事の入札で、技術評価点の順位が第3位である業者が落札となっている理由を説明されたい。</p> <p>④ 不落随契を結ぶ相手方の業者は何を基準に選定しているのか。</p> <p>⑤ 不落随契するに当たり、業者が提示してきた見積額が予定価格を超過していた場合は、ある程度の交渉をするのか。また、交渉の結果、見積額が予定価格以下にならなかった場合はどうするのか。</p> <p>⑥ 応札者がいなかった場合の入札についてはどのように業者を選定しているのか。</p> <p>⑦ そのような場合、他の業者からクレームはないのか。</p> <p>⑧ 産物販売委託業務で、会計法第29条の3第4項を適用し企画競争としている理由を説明願いたい。</p> <p>⑨ 事項別評価の中で、「物品要求を一括調達せず、都度の発注が見られた」という評価は、これまでの入札等監視委員会で何度もあげられているが、同じ署が何度も都度発注を繰り返し行っているということか。</p> <p>⑩ 「物品納品書に確認日が記載されていない」とあるが、検査は間違いなく行われているのか。</p>	<p>① 機械化が進み、作業班の人数は少なくなっているのが現状である。特に伐倒作業にあつては一人作業となることが多く、災害が発生しても発見が遅れることがあるため、携帯電話等を使用し連絡を密にするよう指導しているところである。</p> <p>② 指名停止等措置要領を基に、過去の類似災害の指名停止期間等を勘案して期間を決定している。</p> <p>③ 予定価格の範囲内で入札した者の評価値が最も高かった者が落札となる。質問の入札に関しては、技術評価点は第1位であるが、入札額が予定価格を超えており、落札者とはならない。予定価格の範囲内で入札した者は技術評価点第3位の者のみであったため、このような結果となっている。</p> <p>④ 入札者の中で、最低の価格で入札している者としている。</p> <p>⑤ 予定価格は教えられない。交渉ではなく、業者に再積算し見積額を提示してもらおう。それでも予定価格を超過している場合は不成立となる。そのような物件については、事業箇所を分割するなど再検討し、再度入札公告をすることとなる。</p> <p>⑥ 一般競争参加資格を有する業者の中から過去の実績、信用確実な者を選んでいく。</p> <p>⑦ 業者選定に当たっては、信用・実績ともに確実な者を選定し、署内決議等手続を経ている。根拠をもって不落随契を結んでいるため、これまでにそのようなクレームは受けたことはない。</p> <p>⑧ 局ホームページで公告し、提案要領に基づき業者が企画提案書を提出する。提出された企画提案内容を、局で委員による審査（点数付け）を行い、販売委託業務を行うにふさわしい業者であるか選定しているところである。一般競争入札が原則であるが、出材材積など入札時点では明確でないこと等から、一般競争入札には馴染まないとして会計法第29条の3第4項を適用し競争性のある企画競争としている。</p> <p>⑨ 同じ署ではない。都度発注がみられた署等については機会ある毎に指導しており、指導した署等においては改善がみられる。しかし、九州森林管理局管内17支署の随意契約をランダムに抽出し書類監査したところ、別の署等でも都度発注が見られるので、このような監査結果となっている。今後も該当署等においては指導して参りたい。</p> <p>⑩ 検査員の記名押印はあり、確認日だけが未記載となっていることから、単なる記入漏れであると考えるが、漏れ等がないよう指導して参りたい。</p>
委員会による意見の具申又は 勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	なし